

毎日子どもと食事をしていますか。 話をしていますか。子どもの心が見えていますか。



ちょっとしたきっかけから、ごく普通の子が非行に走ることもめずらしくありません。「わが家」をもう一度見つめ直してみましょう。

●問い合わせ 福祉課 内線126

犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ

社会を明るくする運動 強調月間

7/1日 >>> 7/31火

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。保護司会、更生保護女性会を中心に各種団体などが協力し、運動を展開します。

非行の芽 はやめにつもう みな我が子

青少年の非行・被害防止に 取り組む県民運動

7/1日 >>> 8/31金

青少年の非行の芽をつみ、心豊かでたくましい青少年を育成するためには、何よりも健全な家庭環境が大切です。家族のきずなを確かめ合い、対話のある明るい家庭を築きましょう。

平成30年度 社会を明るくする運動参加標語 (敬称略)

「何気ない あいさつ一つで 笑顔の輪」 北部中1年 もうり はるな 毛利 春菜
 「助けよう 君は言えるか 「やめなよ」と」 東浦中1年 すずきこたろう 鈴木 琥太郎
 「1人でなやまずに たよってほしい 僕の事」 西部中1年 たにくち ゆうき 谷口 祐輝



社明地区フィルムフォーラム ～子どもを見守る地域の役割～

地区	とき	ところ	上映フィルム	内容
森岡	7月7日(土) 午後1時～	森岡コミュニ ティセンター	いじめケース・スタディみんなで考えよう	全体会
緒川	7月8日(日) 午後1時～	緒川コミュニ ティセンター	Taps～その指先が導く危険～	分科会
緒川 新田	7月8日(日) 午後1時～	卯ノ里コミュニ ティセンター	留守番する子の本音	グループ ディスカッション
石浜	7月7日(土) 午後1時30分～	勤労福祉会館	食育コンサート	ワークショップ
生路	7月8日(日) 午前9時～	生路コミュニ ティセンター	Taps～その指先が導く危険～	分科会
藤江	7月7日(土) 午前9時30分～	藤江公民館	<small>の だしげのり</small> 野田繁憲氏 講演会「生きる喜び 笑い感動」	分科会

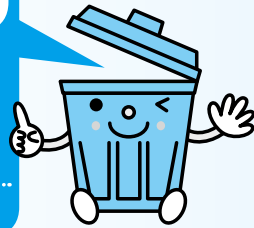
非行防止と青少年健全育成町民大会 どなたでも参加できます！

- とき 6月30日(土) 午前9時30分～
- ところ 文化センター
- 内容 中学生の意見発表、フィルム上映
- その他 手話通訳者を希望する場合は、6月14日(木)までに福祉課へ申し込み
- 問い合わせ ・文化センター ☎83-9567 ・福祉課 内線126



ごみのシリーズ⑥ 分け方・出し方 ごみの減量化に向けて

問い合わせ 環境課 内線 284



ごみの「3R(スリーアール)」とは
ごみを減らすための3つのキーワードである「Reduce(リデュース)」、「Reuse(リユース)」、「Recycle(リサイクル)」のことです。

ごみ処理の優先順位は

町ではごみの減量化施策として、ごみの「3R」を進めています。リサイクルを徹底し、資源環境に負担をかけない環境型社会を目指して2001年1月に施行された「循環型社会形成推進基本法」では、ごみ処理などの優先順位を①「Reduce」→②「Reuse」→③「Recycle」としています。

①「Reduce = 発生抑制」とは

ものをごみにしないことです。普段の暮らしの中でのちょっとした心がけが、ごみ減量につながります。

- ・買い物をする時は過剰な包装やレジ袋を断り、マイバックを持

ちましょう。

- ・マイボトルやマイ箸を持ち歩けば、ペットボトルや缶の発生を防げます。また使い捨ての箸をもらわずに済みます。
- ・安いからといって買い過ぎたり、不要なものを買ったりしないようにしましょう。
- ・家具や雑貨などは丈夫なつくりのものを選べば長く愛用できます。短いサイクルでの買い替えを控えましょう。

②「Reuse = 再使用」とは

使えるものは繰り返し使うことです。自分ではもう使わないと思うものでも、必要としている人がいるかもしれません。ごみにして

しまう前に別の使い道を考えてみましょう。

- ・壊れてもすぐに捨てずに修理して使いましょう。
- ・フリーマーケットなどを活用し、欲しい人に譲りましょう。

③「Recycle = 再生利用」とは

どうしても出てしまうごみを資源として有効利用できるようなことです。

- ・資源ごみは正しく分別し、きれいな状態で出しましょう。
- ・生ごみは堆肥化しましょう。
- ・トイレットペーパーやティッシュ、ノートなど再商品化されたものを使いましょう。



山林・空き地・道路・河川敷など、様々な場所でごみの不法投棄が後を絶ちません。ごみの不法投棄は周辺住民の迷惑となることはもちろん、景観を害し、自然環境の悪化にもつながります。ごみを見だりに捨てることは法律で禁止されており、絶対にしてはいけない行爲です。

不法投棄は
犯罪です！

通報または環境ハトロールで発見した町内での不法投棄の件数は次のとおりです。

	総数	家電 4品目	パソコン
平成27年度	966件	37件	3件
平成28年度	952件	15件	1件
平成29年度	761件	31件	0件

不法投棄は、「しない」「させない」「許さない」の意識が大切です。不法投棄を見かけたら、直接注意せず最寄りの警察署に日時、場所、投棄物および量、投棄者の特徴、車輛の車種・色・ナンバーなどできるだけ詳細に知らせてください。

不法投棄は、すでにごみの捨てられている場所や雑草が生い茂った場所など、管理が行き届いていない場所に捨てられる傾向にあります。土地の所有者や管理者の方は、雑草の刈り取りや防護柵を設置するなど、不法投棄されにくい環境をつくりましょう。

●問い合わせ

環境課 内線282